

原子力損害賠償支援機構法要綱

第一 総則

一 目的

原子力損害賠償支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者がその責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。（第一条関係）

二 国の責務

国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする事。（第二条関係）

三 法人格等

原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は法人とすること、一を限りに設立されることなど、所要の規定を設けること。
(第三条から第八条まで関係)

第二 設立

一 発起人

機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とすること。
(第九条関係)

二 設立の許可等

定款の作成、登記等、機構の設立について所要の規定を設けること。
(第十条から第十三条まで関係)

第三 運営委員会

一 運営委員会の権限

機構に運営委員会を置き、資金援助及び負担金の額等の議決などのほか、定款の変更、業務方法書、

予算及び資金計画等の作成又は変更の事項について、議決を行うこと。（第十四条及び第十五条関係）

二 運営委員会の組織

運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織することとし、委員長一人を置くこととするなど、運営委員会について所要の規定を設けること。（第十六条関係）

三 委員の任期等

1 運営委員会の委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。

2 委員の任期は二年とし、秘密保持義務等を規定するなど、委員について所要の規定を設けること。

（第十七条から第二十二条まで関係）

第四 役員等

一 役員の職務等

1 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置くこと。

2 理事長は、機構を代表することとするなど、役員の職務、権限について所要の規定を設けること。

(第二十三条及び第二十四条関係)

二 役員の任期等

- 1 理事長及び監事は、主務大臣が任命し、理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。
- 2 役員の任期は二年とし、秘密保持義務等を規定するなど、役員について所要の規定を設けること。

(第二十五条から第三十四条まで関係)

第五 業務

一 業務の範囲等

- 1 機構は、目的を達成するため、負担金の収納、資金援助に係る業務、相談に係る業務、これらの業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととするなど、業務について所要の規定を設けること。
(第三十五条から第三十七条まで関係)

二 負担金

- 1 各事業年度に原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をし

ているものをいう。以下同じ。)が機構に納付すべき負担金の額は、各原子力事業者につき、機構が当該事業年度において原子力事業者から納付を受けるべき額の総額として機構が定める額(以下「一般負担金年度総額」という。)に、各原子力事業者の負担の割合として機構が定める割合(以下「負担金率」という。)を乗じて得た額とすること。

2 一般負担金年度総額及び負担金率は、主務省令で定める基準に適合するように、運営委員会の議決を経て、定めなければならないこととし、機構が一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないこと。その際、主務大臣は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこと。

3 負担金を納期限までに納付しない場合の公表、延滞金その他負担金について所要の規定を設けること。
(第三十八条から第四十条まで関係)

三 資金援助

1 通則

(一) 原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任ずべき額(以下「要賠償額」という。)が賠償措

置額を超えると見込まれる場合には、機構が次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができること。

イ 原子力事業者に対する、要賠償額から賠償措置額を控除した額を限度とする資金の交付（以下「資金交付」という。）

ロ 原子力事業者が発行する株式の引受け

ハ 原子力事業者に対する資金の貸付け

ニ 原子力事業者が発行する社債等の取得

ホ 原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

(二) 資金援助の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、原子力損害の状況、要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、希望する資金援助の内容及び額、事業及び収支に関する中期的な計画などを記載した書類を提出しなければならないこと。

(三) 機構は、資金援助の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、資金援助を行うかどうかを決定しなければならないこと。

- (四) 資金援助の決定を受けた原子力事業者は、資金援助の内容又は額の変更の申込みの必要が生じた場合には、機構に対し、(二)の書類を提出しなければならないことなど、資金援助の内容等の変更について所要の規定を設けること。
- (五) 機構は、資金援助を受けた原子力事業者が損害賠償額を超えて資金の交付を受けた場合には、残余の額を機構に納付することを求めなければならないこと。

(第四十一条から第四十四条まで関係)

2 特別事業計画の認定等

(一) 特別事業計画の認定

イ 機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行った原子力事業者と共同して、損害賠償の実施その他の事業の運営及び資金援助に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないこと。

ロ 特別事業計画には、1の(二)の事項、原子力事業者の経営の合理化のための方策、賠償資金を確

保するための関係者に対する協力の要請その他の方策、原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項などを定めること。

ハ 機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない。

ニ 主務大臣は、特別事業計画が、経営の合理化のための方策が賠償資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであるか、厳正な資産評価等を行った結果のものであるかなど一定の要件に該当すると認めるときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議した上で、イの認定を行うことができること。

ホ 主務大臣は、認定を行ったときは、認定に係る特別事業計画（以下「認定特別事業計画」という。）を公表するものとする。

（第四十五条関係）

(二) 認定特別事業計画の履行の確保等

イ 主務大臣は、(一)の二の認定があった日から、認定特別事業計画に基づく資金援助（以下「特別

資金援助」という。)の実施の状況等に照らし、新たに国債の交付を行う必要がないと認められること、機構の国庫納付の額が一定の額に達していることなどの条件が満たされたと認めて主務大臣が告示する日までの間(以下「特別期間」という。)、必要があると認められるときは、認定を受けた原子力事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、認定特別事業計画の履行状況について報告又は必要な措置を命ずることができるとするなど、認定特別事業計画の履行の確保について所要の規定を設けること。

ロ 認定特別事業計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないこととするなど、認定特別事業計画の変更について所要の規定を設けること。

(第四十六条及び第四十七条関係)

3 特別資金援助に対する政府の援助

(一) 国債の交付

イ 政府は、機構が資金援助に係る資金の交付を実施するために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができること。

ロ 政府は、イにより、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、機構に交付するものとすること。

ハ イにより発行する国債は、無利子とするなど、国債の交付について所要の規定を設けること。

(二) 国債の償還

イ 機構は、(一)のロにより交付された国債の償還の請求をすることができることとし、政府は、機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならないこととするなど、交付された国債の償還について所要の規定を設けること。

ロ 機構は、(一)のロにより交付された国債のうち償還されていないものがある場合に、その償還されていない国債を政府に返還しなければならないほか、当該国債の返還及び消却について所要の規定を設けること。

(三) 資金の交付

政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、(一)のロによる国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交

付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができること。
(第四十八条から第五十一条まで関係)

4 負担金の額の特例

(一) 認定事業者が、特別期間内の事業年度に納付すべき負担金の額は、2の(一)により算定した額に特別負担金額(認定事業者が追加的に負担することが相当な額として機構が事業年度ごとに定める額をいう。以下同じ。)を加算した額とすること。

(二) 特別負担金額は、主務省令で定める基準に適合するように、運営委員会の議決を経て、定めなければならないこととし、機構は、特別負担金を定め、又は変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないこと。その際、主務大臣は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこと。

(三) 機構は、(二)の認可を受けたときは、特別負担金額を認定事業者に通知しなければならないこと。

(第五十二条関係)

四 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務

1 機構は、資金援助を行った場合には、原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。当該業務を第三者に委託できること。

2 機構は、資金援助を受けた原子力事業者から、その保有する資産の買取りを行うことができること。

3 機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができること。

4 機構は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第 号）の定めるところにより、同法の主務大臣又は仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事の委託を受けて、仮払金の支払に関する事務の一部（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）を行うことができること。

（第五十三条から第五十五条まで関係）

第六 財務及び会計

一 事業年度等

1 機構は、毎事業年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）、予算及び資金計画を作成し、事業年

度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないこと。その際、主務大臣は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないこと。

2 機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととし、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならないこととするなど、機構の財務及び会計について所要の規定を設けること。

(第五十六条から第五十八条まで、第六十二条及び第六十三条関係)

二 利益及び損失の処理

1 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこと。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、1による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこと。

3 機構は、1による積立金を資金援助などの業務に要する費用に充てることができること。

4 機構は、特別資金援助を行った場合には、1に規定する残余があるときは、国債の償還を受けた額の合計額から既に国庫納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならないこと。

(第五十九条関係)

三 借入金及び原子力損害賠償支援機構債

1 機構は、政令で定める額の範囲内で、主務大臣の認可を受けて、金融機関等から資金の借入れをし、又は原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）の発行をすることができること。その際、主務大臣は、財務大臣に協議しなければならないこと。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、1の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができることとするなど、機構の借入れ等について所要の規定を設けること。

(第六十条及び第六十一条関係)

第七 監督

機構は、主務大臣が監督することとし、主務大臣は監督のため、報告及び検査等を行うことができるこ

と。

(第六十四条及び第六十五条関係)

第八 雑則

一 政府による資金の交付

政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情により、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内で機構に対し必要な資金を交付することができること。

(第六十八条関係)

二 その他

定款の変更、解散、法人税の特例など所要の規定を設けること。

(第六十六条、第六十七条及び第六十九条から第七十二条まで関係)

第九 罰則

この法律の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けること。

(第七十三条から第七十九条まで関係)

第十 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第五の四の4は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならないことなど所要の経過措置に関する規定を設けること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 検討

1 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋

沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

四 関係法律の整備

エネルギー対策特別会計に原子力損害賠償支援勘定を設けることとする特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部改正など、その他所要の改正を行うこと。

(附則第七条から第十五条まで関係)